

京都府と象印マホービン株式会社との環境分野に関する連携協定書

京都府（以下「甲」という。）と象印マホービン株式会社（以下「乙」という。）は、京都府における循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現に向けて、環境分野において、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、環境分野において、相互に連携することにより、京都府における循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携し、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) マイボトルの普及等廃棄物の削減に関すること。
- (2) 省エネルギーの推進等地球温暖化の防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、京都府における循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に掲げる事項の具体的な実施方法等については、甲乙合意の上、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、甲又は乙が当該有効期間が満了する日の一箇月前までに、相手方に対して更新をしない旨の通知又は条件を変更しなければ更新をしない旨の通知をしなかったときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年12月7日

甲 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府

知 事 西 脇 隆 俊

乙 大阪市北区天満一丁目20番5号

象印マホービン株式会社

代表取締役社長 市 川 典 男